

# 退職所得の内訳書の提出について

退職所得の分離課税に係る所得割額を納入される特別徴収義務者の方は、納入書の「退職所得分」の欄に納入する税額を記入するとともに、右の所得割内訳書に所要事項を記入し、下記まで提出してください。

送付先  
〒470-2192  
住所不要  
東浦町役場 税務課 住民税係

## 退職所得の分離課税に係る所得割内訳書

東浦町長 殿 年 月 日

年 月分	指定番号		
1	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
2	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
3	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
4	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
特別徴収義務者 住所又は 〒 所在地			
氏名又は 名称			
地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により、分離課税に係る所得割の納入申告したところの内訳は、上記のとおりです。			

## 退職所得の分離課税に係る所得割内訳書

東浦町長 殿 年 月 日

年 月分	指定番号		
1	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
2	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
3	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
4	住所	氏名	
	支払金額	勤続年数	町民税 円
		年	県民税 円
特別徴収義務者 住所又は 〒 所在地			
氏名又は 名称			
地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により、分離課税に係る所得割の納入申告したところの内訳は、上記のとおりです。			